

令和4年度 第1回滋賀県障害者施策推進協議会
議事概要

- 1 開催日時 令和5年(2023年)3月23日(木曜日)
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所 滋賀県庁 東館7階大会議室
- 3 出席委員
会場出席 石野委員、大橋委員、大平委員、岡本委員、斉藤委員、
崎山委員、西田委員、藤崎委員、増田委員、山下委員、
山根委員、
オンライン出席 初古委員、野崎委員、馬場委員
(五十音順、敬称略)
- 4 内 容
(1)開会
(2)議題1 滋賀県障害者プラン2021の進捗状況等と中間見直しについて
議題2 滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の
検討状況について
議題3 その他(令和5年度障害福祉課当初予算について)
(3)閉会
- 5 議事概要
○ 事務局より、滋賀県障害者プラン2021の進捗状況と中間見直しについ
て、資料1-1、資料1-2の説明。

(会長)

ただいまの説明についてご意見ご質問はあるか。ご意見ある方は挙手願います。

(委員)

プランをいろいろ出していただいた中で、私どもとしてはやはり読書バリアフリー関連で非常によい施策を作っていただき感謝している。視覚障害者は情報障害といわれるくらい、入ってくる情報が少ないので非常に喜んでい

るし、今後ともこういう施策が進められていくようにお願いしたい。

話は変わるが、県内市町で、例えば南は手厚いけれど、北はあまり福祉が進んでいないなどの地域格差がないだろうか、と思っている。視覚障害関係では、例えば同行援護があるとか、日常生活用具の配布等、市町の財政状況もあるとは思いますが、市町格差がないようにお願いしたい。現状がどうなっているのかもお聞きしたい。

(事務局)

今委員からおっしゃっていただいた同行援護ではないが、企画指導係で把握していることとして、いわゆる重症心身障害、あるいは医療的ケアの方にも対応できる事業所については、おっしゃっていただいたように県南部に集積している状況がある。今年度からの事業になるが、特に医療的ケア児の保護者の方から「レスパイトサービスを充実させてほしい」というお声をたくさんいただいているので、医療型短期入所という施設の種類になるが、その事業所の開設促進事業に令和4年度から取り組んでいる。

特に県北部、高島や長浜、米原といった湖北地域において、実際に事業所に足を運び、そういった事業所の開設を働きかけるような事業に取り組んできた。令和4年度、その事業の実績というか、たまたまそういったことをしようとする方がいたというのもあるが、高島で3月から医療型短期入所の開設をされる事業所が一件あった。長浜では、来年度そういったことを考えておられる事業所が一か所あるような状況。

(委員)

やはり「滋賀県一体」ということで、格差のないような取り組みをしていただきたいと思う。

(会長)

事務局からは、北部の状況にも少し留意しながら働きかけを進めているという報告だった。他にどうか。

(委員)

「ともに暮らす」このグループホームの整備促進について、先ほど部長さんからも説明していただいたように、来年度から、県の単独事業としてグループホームにご助力いただけるということを知り大変感謝している。グループホームの目標値に対しては令和3年度末に、もう既に数として達成をしているところ。ただ、重度の行動障害のある方のグループホームというのは本当に少なく、実際に親御さんが高齢になってきているので、重度で行動障害がある方の行き場というのはいまだになかなか進まない状況。また、契約をした後、ホームで何かトラブルがあったら「出て行ってください」というような、簡単に契約を解除されることも実際あったところ。グループホームを整備するという、ただ単に書類上で済んでしまうものではなく、そこで生活する利用者さんの側に立ったホームの整備をお願いしたいと思っているが、なかなか進まないというのが現実。コロナがあり、現場に行って指導することがなかなかできないかも知れないが、ホームについては常に関心をもって見ていただきたいと思っている。

(会長)

グループホームのことで、事務局から何かあるか。

(事務局)

委員からおっしゃっていただいたように、グループホームの数としては増えている状況。特に最近多いのが、施設整備の補助金等を特に受けずに自前で資金を調達し、20名とか、割と規模の大きなホームを開設されるような事例がある。社会福祉法人やNPOではなく、営利法人はそういった運用をされるようなケースがいくつもある。営利法人が全てそうというわけではないが、やはりこれまで地域で取り組まれてきた福祉の方向性とは少し違うような観点で運営をされているケースも見受けられる。そういうところについては、委員からおっしゃっていただいたが、実地指導等で状況を確認させていただくことになる。

それから、先ほど県の単独事業とおっしゃっていただいたが、特に令和3年度以降、国の施設整備補助金が大幅に少なくなった。令和2年度だと、例

えば県から11件協議を申請し、全件採択された状況であったが、それ以降の令和3年度、令和4年度については滋賀県から挙げた件数のうち、1件しか採択されないような状況が続いている。国の予算については令和5年度も前年と同じような状況になっているので、当初予算ではそれほど多く採択がいただけるような状況にはないと認識している。先ほど部長から申し上げた、特に重度障害のある方に対応するグループホームについては、県の単独事業で整備を進めたいと思っているところ。

(会長)

他にどうか。私から少しお聞きしたいところがある。整備についての話はよく分かったが、質の向上については実地指導だけで大丈夫なのか。やはり重度や強度行動障害のある方ということになると、人を少し増やして対応しないと無理なのではないか。どういう方向性を持つのがすごく大事になってくる。いま滋賀県版というか、滋賀県バージョンみたいなものとして何か考えるところはあるか。何かするというのではなく、考えられていることがもしあれば教えていただきたい。

(事務局)

おっしゃっていただいた重度、重症心身障害あるいは強度行動障害の方の対応について、大きくハード面とソフト面の二つがある。ハード面については、そういった方が利用される設備、県単の創設補助もそうだが、それ以外にも強度行動障害の方のための個室整備や、重症心身障害者に対応するための浴室改修など、そういった費用について整備費を上乗せするような制度をもっている。それから運営支援については、基本的に、国の報酬の充実を県から言っているが、県として申し上げますと、自治振興交付金という補助金がある。これはいろんなメニューがあり、市町が自分のところで必要だと思うメニューを選択して実施する。その中に、重症心身障害者の方を受け入れるホーム、あるいは強度行動障害のある方を受け入れるホームに対する補助制度があり、今手元に資料はないが、県内でも複数の市町にその取り組みをしていただいているところ。

(会長)

では次の質問をお願いします。

(委員)

資料の1-1、9ページ。福祉施設入居者の新規生活への移行について。

モデル事業をしていただいているが、対象者の方の地域移行が実現しなかったというところは先ほどご説明いただいたが、実現しなかった理由は何か。今まで「実現はなかなか難しい」という話が続いているので、その理由について、具体的に何が難しかったのか、わかっている部分があったら教えていただきたい。

(事務局)

モデル事業は令和3年度から実施している。具体的にこういった形で進めるのかというと、施設入所されている方で、地域移行の可能性があるような方を、事業所あるいは関係行政も含めて、「この方の地域移行を進めてはどうか」と選ばせていただき、ご本人やご家族の意向の確認をとりながら徐々に体験していただく。グループホームに進まれた場合はそこでの生活体験や、日中活動、どこの作業所を利用されるのか、そういった体験をしながら最終的に地域での生活に移っていただくよう進めているところ。令和3年度、この事業で2名の方について進めさせていただいた。お1人の方については、ご本人もすごく乗り気でかなり順調に進んでいたが、最終的にご親族の方が、せっかく入れている施設から離れて暮らすことに不安を感じておられたことがあり、事業として、その方に関しては一旦そこで中止になった経緯がある。やはりこの事業で難しいと思うのは、関係者の方、ご本人あるいはご家族ご親族もそうだが、行政も含めてその方に関わる支援者の中での合意。やはり施設に入られている方、あるいはそこでもう落ち着いて生活していらっしゃる方が、新たにまた地域に出ることに関して、どこまでそこで頑張れるのか。そういった部分のいろんな合意を形成していくのが難しいと思っているところ。

(委員)

資料 1-2 裏側。厚労省資料の参考資料 3、15 ページ。成果目標⑤-2。難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築について書かれている部分について。令和 3 年度のモデル事業であると思うが、国内の 12 か所で実施されているという記載がある。そこから 2 年後の令和 5 年度は 32 ヶ所にまで増えている。全ての地域で難聴児のための支援を構築されるのか、またどういった方向性になるのか。厚労省の社会保障審議会の障害部会に所属しておりますので、そこで聞いてみたところ、2 年後には全国的に必ず確立するという報告であった。それをもって、滋賀県の難聴児支援において国の指針等がどう盛り込まれているのか、今後の計画について教えていただきたい。

(事務局)

第 2 期障害児福祉計画の地域における内容については、今後、課の中で議論していく必要があると考えている。今後の方向性としては、特別支援教育課、県立聾話学校、健康寿命推進課、障害福祉課との連携の中で協議を行いながら、プランの中に盛り込んでいく予定。

(委員)

滋賀県としては、今後の方向性として、障害者プランの見直しにおいてどのように盛り込んでいくのか。今の話だと、国の動きに合わせてやる、というような形かと思うが、今後、障害者プランにどのように盛り込まれていく予定なのかお聞きしたい。

(事務局)

ご指摘いただいた内容については、第 2 期の障害児福祉計画の中で盛り込むことが求められている内容であるので、今後、プランに盛り込むための議論を進めていく。

(会長)

他はどうか。

(委員)

今まで資料の中身を見させていただいた中で、私たちの属している障害者団体等と障害者差別解消法等々の法整備がされてきた。滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例についての協力もでき、その点においても周知徹底がなされつつある。合理的配慮を求めたい、と申し出ることが前提になっているので、その辺について研修会や講習会等を進めていただいた報告が出ているが、大企業においては周知もできつつあるが、零細企業並びに一般の民間の方々には、もう一つ頑張っていこうという指針が課題と対応等書かれている。その実施状況をきちんと把握していただき、その上のステップを聞いていただかないと、「合理的配慮ないやろ」ということがなかなか認めただけでない。具体的な例を多く出しながら提案していただきたい。

(事務局)

3月20日に知事から発表してもらったが、合理的配慮の提供を積極的に実施しようとする企業、行政、もしくは承諾した事業所もですが、「共生社会サポーターになります」とお申し出ただけなら、合理的配慮に関する説明が記載されたリーフレットやステッカーを送付させていただく。20日に募集を開始したが、すでに2件の応募をいただいた。ステッカーを貼っておられる事業所は合理的配慮という言葉をご存知だし、共生社会の推進に向けて取り組んでいただいているという目印にもなるため、障害のある方もそれらの事業所に入りやすいのではないかと、このような取り組み。事業者同士も「隣の店に貼っているからうちもやってみよう」とか、そのように広がっていくとよい。将来的には、ステッカーがなくても助け合っていける社会が理想であると思うが、はじめの一步としてこのような取り組みを始めさせていただいた。まだ数値目標等はないが、相当数印刷したので頑張ってお知らせしたい。また合理的配慮の助成金も引き続き額を増額したままで実施しているので、ステッカーと合わせてPRしていく。

(会長)

まだ時間もあるので1人1発言できるとよいと思うがどうか。感想やご意見だけでなく、質問でも構わないと思うのでいかがか。

(委員)

感想になるかもわからないが、先ほどからグループホームの整備や強度行動障害の方々の支援で、法整備をしっかりとするというのは大前提だが、そういう方々の地域移行を進めていこうとしたときに、事務局からもおっしゃっていただいたように人材の確保は事業者にとって本当に大事。他の委員が言われたように、質の担保というところではどの事業者も本当に苦労されている。強度行動障害の研修を受けた方も、数値目標を上回っているが、その研修を受けた方々が実際に、支援区分6の方や点数が非常に高い方々の支援にどれほど従事され、どれほど経験を積んでおられるのか。

私どもも個別に研修会等受けさせていただくが、人材の問題で支援の継続ができないことが大きな課題。人材育成については事業所も努力するが、しっかり支えていただき、支援の質の担保をどのように骨太にしていくのか。本当に大事なことなので、継続して皆で知恵を出し合いながらやっけていける体制があって、事業者も「こういう施策があるから一緒に参加していこう」という形になると一番よいと思う。

(会長)

福祉の人材育成に関する取り組みについて、プランの中で何かあるか。

(事務局)

人材の確保は非常に重要な課題だと思っている。今、プランの中間見直しという形で来年度取り組むが、このプランを最初に作ったときに、人材確保について専門に検討する小委員会を立ち上げていろいろな検討を行った。

その検討の中でいただいたご意見を踏まえ、令和3年度からの人材確保の取り組みとして、まず1点目は処遇改善。障害福祉の事業所は、特に小規模な事業所が多いので、処遇改善の加算取得に必要な事務処理や「そこまでなかなか手が回らない」という事業所もある。そういったところに社労士のような専門家にアドバイスをいただくような事業を実施し、まずは職員待遇を確保するような取り組みを進めさせていただいている。

もう一点は、障害福祉の仕事の魅力発信事業。イベント的なものになる

が、学生の方に、実際に事業所にインターンシップで入っていただいて、その様子を映像資料にまとめるなどし、普及するような事業に取り組んでいる。

それからもう一点は、支援の負担軽減という部分でロボットの導入支援事業にも取り組んできたところ。そういった部分も活用しながら、全ての事業が継続するものでもないが、必要な事業については、引き続き継続をしていきたい。今回の中間見直しで、人材確保についてしっかりと考えていきたい。

強度行動障害の方に関して言及いただいていたが、県の発達障害者支援センターから、事業所に巡回支援をさせていただくような事業をずっと継続して実施している。支援される方が事業所の中で孤立してしまうことがないように専門家からアドバイスをさせていただくような事業も実施しているので、引き続きそういった部分でも取り組んでいきたい。

(会長)

先ほど言われたように、研修を受講された方が、それぞれの事業所の中でどう担保され、経験が蓄積されているのか。それがないと、研修しても効果がないということになるので、どこかで一度そういう評価ができる数値みたいなものの調査を実施していただければと思う。その上で、その圏域か県下でそういう人材をどのように活かしていくのか、というようなプランが出てくるとよいのかと思う。活かされているところもきっとあると思うので、そのあたりも含めてのプランになっていくとよい。他はどうか。

(委員)

このプラン 2021 を作ったときには県庁にいて、担当させていただいていたので、もう見直しの時期がきたのか、と感慨深いところもある。

進捗に関しては順調に進んでいるところもあれば、なかなかコロナ禍もあり、進みきれないところもあるんだろう、と感じているところ。国の基本指針については、今まだ案の段階で、社会保障審議会で議論され、今月末ぐらいにはおそらく発表されるのではないかと。先ほども少し話にあった障害者支援施設、いわゆる入所施設からの地域移行については、次の指針ではかなり

強調されている部分があると認識している。特に入所されている方お一人お一人に、入所し続けたいのか、地域で生活をしたいのか、意向を聞くというようなことが今は案の段階だが、基本指針の中で示されている状況。各数値目標などについても、目安は基本指針で示されてくるが、要するに、本当に地域で生活をしたいという人がどこにどれぐらいいらっしゃるのかをしっかりと把握した上で、グループホームの必要な量が示されないと、今進んでいるような形の、グループホームの量は増えていくが、必要な人が使えるためのホームが増えていかない状況がうまれてくるので、実際のニーズに沿った数値目標をどうしたら立てられるか。大変難しい部分ではあるが、滋賀県としては次のプランの目標値を立てていく上で、何とかそういった視点を盛り込んでいただけて検討を進めていただけると大変ありがたい。

(事務局)

委員から言っていた部分に関しては、まさに非常に大事なところだと思っている。数値目標だが、各市町が実際に算定したものを積み上げていくような形になっている。そのため、いま市町がどこまでそこに真剣に取り組んでいただけるのかにも関わってくる部分もあるが、地域移行をどう考えるのか、ということ由市町とコミュニケーションを取りながら、しっかりとした数値目標になるように取り組んでいきたい。

(委員)

今の点について、私も当時担当させていただいた立場として、市町の皆さんについてもこういった資料が出されると、基本的には目を通されている担当者の方が多いとは思っているが、どちらかというと、県で整理されたものの説明を受けてから考え始める市町も結構多い印象がある。ですので、国から出されたものをいち早く県で解釈いただき、それを市町に早くお伝えいただくというところは大変重要な部分ではないかと思っている。県の自立支援協議会としても協力させていただける部分は多々あるかと思っているので一緒にさせていただければと思う。

(委員)

適切かどうか分からないが、この人材育成について、ボランティアさん対象の研修会があるのか聞きたい。私は身体に障害を持っている。私自身、見た目はあまり分からないかもしれないが、座る場所や、滞在する場所に不得手な部分もある。ある時、目の障害をもたれた方が、私のいる場所と交代してほしい、と言われた。私自身はそこじゃないと、とどまることができなかったが、その方は「あなたは目が見えるでしょ」っておっしゃった。そこで、障害に上下があるのか、と。そのときにボランティアの方がそばにいらっしまったので、その方からどうして「こういう理由ですよ、こんな状況ですよ」ということを説明していただけなかったのだろうか、と感じた。ボランティア研修というものがあるのか定かではないが、もしあるのだとしたら、ボランティアさんに対してもきちんとした説明ができるように指導していただければうれしい。

(会長)

何かボランティアの育成や研修はあるか。

(事務局)

今おっしゃっていただいたボランティアの方というのは、どういうボランティアの方かもう少し詳しく教えていただけるか。

(委員)

視覚障害の方に付き添ってこられた方なので、有償か無償ボランティアかはわからない。

(事務局)

同行援護をされている福祉事業者の職員の方が、ボランティアでそういったことをしていただいている方なのかもしれない。福祉事業所の職員に関しては様々な場面で、県として研修機会を設けさせていただいているので、今おっしゃっていただいたようなことについても、研修の中でしっかりお伝えをしていきたい。一般ボランティアの方については、なかなかお話をさせて

いただく機会がないが、2025年の国スポ・障スポに向けて様々なボランティアの方の育成もやっていこうとしているので、そういった中で今おっしゃっていただいているようなことについてもしっかり学んでいただけるように考えさせていただきたい。

(委員)

もう一点、相談になるかもしれませんが発言させていただく。各市町ではだいぶいろんな問題に対応していただいていることもあると思うが、共生社会づくりで「ともに働く」という意味で、私たちも福祉作業所等々を作りながら、一緒に働ける場所を提供していただいているところがある。いま理想的なことを言ってくれているが、障害者プランの状況について、いただいた資料を全部見させてもらいましたが、福祉作業所で働いている方々は大体3万円の標準報酬に認めていくような形で指導していくという回答をしている。だいたい市町でやっておられるのは、社協さんに丸投げで全部社協の仕事だと捉えて放っておかれるので、各市町のご指導というか、県の方でもう少し、社協に任せるのではなく、当事者に仕事があるような形をもっと一緒に作ってくれ、ということも含めてご指導をお願いできれば。

甲賀市では、甲賀町、旧甲賀町ですが、土山町に福祉作業所があるのですが、甲賀町の福祉作業所の平均月給はだいたい1万2500円。土山の作業所は1万8500円。それくらいの差がある。とてもじゃないが、3万どころか2万にも到達しにくい状況がずっと続いている。何とかして2万円以上になるように皆さんにお願いしていたが、なかなか「社協に任せている」という言い訳が通っているような状況。何とか市町の福祉系の就労担当者と協議を設けていただけるようお願いしたい。

(事務局)

各作業所の工賃向上に向けては、いろんな取り組みをさせていただいているつもり。一つは優先調達という形で、県はじめ各市町においても障害者作業所の整備について優先的に購入し、使用していくという取り組み方針を定めてやらせていただいている。

県のすべての機関が必ず1件以上、障害者施設の契約をさせていただいて

調達するようにし、目標額 3600 万円ということで取り組みをしているところ。同じように各市町においても、調達目標等を定めて取り組みをしている。それから、民間に対しても、できるだけ障害者施設から物品等の購入等をしていただくように「応援企業制度」を設け、障害者施設から物品等を購入していただける企業について認定している。事業所に対しては振興センターというところから、共同受注窓口として大規模発注を受け、各共同作業所の事業所で分担して受注するという仕組みも進めさせていただいている。こういった様々な取り組みをあわせて、障害のある方の工賃向上に向けて取り組んでいる。まだまだ不十分な点もあるかと思うが、さらに進めさせていただきたい。

(委員)

いま業務窓口等を示していただいたが、各市町の担当者はこれを全部理解しているか。

(事務局)

昨日も市町の主管課長会議を実施した。その中でも優先調達の取り組み方針をしっかり定めていただくように各市町にはお願いをしたので、ご理解いただいているものと感じている。

(委員)

期待している。

(会長)

あと1人2人、お願いします。

(委員)

初めてこの会議に出させてもらっている。滋賀県の障害者プラン 2021 の4ページを見させてもらった。施策の基本的な方向性「ともに暮らす」箇所
で、障害の状況に応じた専門的な医療の提供や、障害の特性に配慮された受診体制の整備を諮るということで滋賀県歯科医師会は、ここで言うのが適切

か分からないが、県の委託で滋賀県歯科医師会が口腔衛生センターというところで障害児者の歯科治療を行っている。先ほど他の委員が言われた地域格差の話ではないが、いま口腔衛生センターは滋賀県南部に唯一、一か所だけ。そこに通われている方は、ほぼ南部の方ばかり。北部にも障害者施設は多くある中で、北部にそういったセンター的施設は全くない。部署は違うかも知れないのでこの場で言ってよいのか分からないが、せつかくこういう場があるので発言させていただく。

滋賀県歯科医師会からの意見でもあるし、障害をお持ちの当事者の方からの声もいくつか聞くので、できたら北部にも施設を作っただけだと障害のある方の治療が進むと思う。お願いにはなるが、この場をお借りして、発言させてもらった。

(会長)

歯科治療の状況においても、他の委員が言われたような、南高北低のような状況があるようなので、そこを少し打開していくような方向、あるいは議論を今後進めてほしいと思う。他はいかがか。

(委員)

「ともに学び育つ」というところで、福祉と一般教育との連携を進めていただいているところがあり、今後も連携を強化することになっているので、ぜひともお願いしたい。やはり教育の現場にいと、福祉をどう活用していくのかがわかりづらかったり経験が少なかったりするところもあるので、その連携の協議会とか、研修の中身を今後検討していただいたい。

例えば、なかなか個別のケースは出しにくいかもしれないが、このタイプのお子さんがどんなサービスを使って成功されているのかとか、どういう暮らしをされているのか、ということがあると教員もイメージしやすい。

近頃は親の会などで活動されている親御さんもととても少ないので、将来のことについてのビジョンが持ちにくいところもある。そういう話についても学校でできるとよいが、私たちも自分が勤めている学校の子たちしか見ていないところもあるので、将来的なことについても福祉の方から助言いただけるような研修をお願いできればと思う。

(委員)

発達障害では、学校でどう教えていくのかとか、社会にどう出ていくのかという側面がある。歩き方とか、体力の維持とか、スポーツ文化というところでは測れない生活面での援助を取り上げていただきたい。

(会長)

事務局から、プランの中で発達障害に関して何か重点的に議論されていることはあるか。

(事務局)

発達障害に関しては、昨年度と今年度の2ヶ年度続けて、この協議会とは別の発達障害協議会の中で議論させていただいている。

その中では、幼稚園・保育園から中学校までのお子さんを対象に、医療とどうつながっていくのか、ということで、教育機関、福祉機関それから医療機関がどのように連携していくかのマニュアル作成に取り組んできた。それについては概ねまとまったので、今年度途中ぐらいから周知を図り、各市町で取り組んでいただけるように進めていく。

高等学校に関しては、令和3年度に、各市町の福祉と教育、それから県の福祉と教育が連携協定を結び、支援していく仕組みを作らせていただいている。

また大学についても、大学に県の発達支援センターから専門家を派遣し支援させていただいている。幼稚園から大学まで切れ目のない支援となるように努めさせていただいているところ。さらに就労後に関しても引き続き取り組みを進めていきたい。

(委員)

主なことをちょっと言わせていただく。障害者と言ってもいろんな障害者の方がいる。最近では手話のテレビや目の見えない方のテレビなどもある。私のように見かけで「どこが障害者なのか」と思われることもあるし、世の中で広く教えていないと思うので、私たちのような「こういう人がいるんで

すよ」ということをアピールというか、目で見てわからない障害者の方もいる、ということをお願いしたい。

ヘルプマークのような印みみたいなものができるとういよな、と感じた。赤いマークをよく見るが、私にとっては、今まで作っていなかったのに急にやろう、となって「それでよいのか」と思ふ部分もある。見た目では分からなくても、障害があることが周りにわかるよなマークがあるとよいと思ふ。

(会長)

障害のある人自身が、日常生活の中で見た目ではわからない部分のところを、何かヘルプマークのよな見える形で周りへの理解が広がり、周りの人が応援してくれるみたいよな、いわゆる共生社会の土壌を進めていくよな取り組みをしてほしいということに繋がるのかな、と聞かせていただいた。

時間も過ぎてきたので、まとめに入りたいと思ふ。

今話題にあがったよな地域格差の話、また当事者の方が必要なときに必要な応援や援助を受けられるよな制度やマーク、あるいは研修の話、あるいはグループホームの施設整備が進んでいくときに、施設整備も大事でそれも進めていただきたいが、実際に強度行動障害の人が生活される際の運営面についても、もう少し議論していただきたいという話など、いろいろと意見が出された。もう課の中で議論されている部分も多いかと思ふが、今出てきた部分を議論していただき、取り組みや見直しのところに反映させていただきたいと思ふ。

では、続いて議題(2)手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討調査について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料2-1から2-4をご覧いただきたい。昨年3月に本協議会において一体型条例で作成していくことで合意をいただき、今年度条例の内容について検討を進めさせていただいている。

6月、9月、先日3月と専門部会を開き、条例内容について検討を進めてきているところ。それ以外にも議会に諮らせていただいたり、条例タウンミーティングを開催させていただいたりして、様々なところからご意見をいた

だいている。資料 2-1 から 2-4 については 3 月 20 日に専門部会を開催し、議論いただいた内容となっている。ご意見については、各委員の意見を改めてお聞きした上で最終的には専門部会の委員長と相談しながら決定するという合意をいただいておりますので、これまで 4 年にわたり議論してきた本条例については、できるだけ早期に設置するように努めてまいりたい。

資料 2-4 に今後のスケジュールについて記載した。できるだけこのスケジュールに沿った提出ができるように委員の皆さまには、またいずれかの機会にご意見いただきたい。見ていただいてもし何かあればこの場でもご意見賜れたらと思っているが、なかなか分量が多いので、この場でというのは難しいかもしれない。後日でも結構ですのでご意見があればまた賜りたい。

(委員)

資料を今お配りしているところ。事務局からもメールが来ているかと思う。ろうあ協会の立場ではなく、あくまでも聴覚障害者福祉協会の立場でお話させていただく。

今事務局から報告があったように、今までで専門部会は 6 月、9 月、今年の 3 月と 3 回にわたって開催されており、私も傍聴という形で全ての会を傍聴している。専門部会のメンバーにはここにおられる委員の方々も入っておられたと思う。木を見て森を見ずというところもあり、私の感じたところを少し正直にお話しさせていただきたい。資料 2 ページ。この条例をできるだけ早く成立させたいという気持ちは私も同じ。先延ばしは良くないと思うので、すぐにでも成立を、と思っている。しかし、今まで 3 回目までの協議を見ていると、どうも矛盾を感じるし、ズレを感じる部分もある。委員の意見も共有されていないところや、事務局の捉え方もちょっとずれていると感じるところもある。当事者に改めてたずねる、という差し戻す雰囲気もあったかと思う。その中で、第 3 回目の専門部会の中で、条例を決めるまでのスケジュールがあるが、6 月開催して出される案が出た。でもそうではなく、議案化される前に、もう 1 回専門部会を開いて協議してはどうかという意見もあったが、結局は専門部会の委員長の方に預けられたという形になった。このままいくと、専門部会委員の皆さんの共有もなく、ちょっと悪い方向に進むのではないかなと感じるところがある。昨年 3 月の協議会にも私は委員と

して出席をしたが、そのときの状況と今とではだいぶ違った部分、変わってきた部分がある。

というのは、3ページ目。先ほど事務局から話があった障害者アクセシビリティコミュニケーション施策推進法という、条例名が長いのでもう少し縮めて言いますが、この条例が5月25日に公布されている。ここには手話は別という考えになっている。それが一つ。

もう一つは、障害者プランの関係で、第5次障害者基本計画の9条第2項。障害者基本法に基づいて国会に提出した。国は難聴の子どもたちの支援のための強化機能を持つ制度を取り組んでいくということを文言として盛り込んでいる。

その次に、手話普及の効果などについて示されている。配布資料に載っていないが、先ほど文部科学省のホームページに「手話の捉え方について」という項目があるページに載っている。全日本ろうあ連盟の方から出された文書。文部科学省も連盟から出されたものを認めて掲載している。簡単に言いますと、手話言語は、音声言語と全く同じ、対等な言語ということが言える。これは図にも示されている。条例が制定された都道府県についても示されている。情報コミュニケーション条例の成立は少しずつ増えており、例えば昨年と比べて今現在10県以上増えているところ。手話言語条例が制定されたところも非常に増えており、471自治体と書かれている。最近は福岡県や山梨県でも制定された。今後、長崎県も制定されると思う。一体型の条例というのは本当に少ない、私が調べた範囲では7県。熊本県は新しく制定されたと思うが、違う（一体型ではない）と思う。ですから一体型はこれ以上増えないだろう。なぜかという、各自治体の手話言語条例は別型で作った方がいい、という考え方が広がっている。行政学習会の中でもはっきりと示されている。この委員の一人として意見を申し上げますと、聴覚障害者福祉協会として県に対し、手話言語条例が必要だということは再三申し入れてきた。当事者として一体型はどう考えても無理があるということがあり、その認識はずっと変わらない。今までの議論の積み上げがあるが、条例の原案の修正を提案したい。原案で逐条解説、という形で解説を付すのは、第2項に関して疑問、懸念がある。修正として、この条例とは別に手話言語条例を定める方向で検討したいということを提案したい。最後に第3回専門部会を出

された名称も含め、6月議会までに必ず全員の合意を行うことを思っている。

(事務局)

御意見として承る

(委員)

先日3月20日にこの専門部会を開いた。委員の皆様にも合意していただいている部分の報告をさせていただく。

最初に、この条例の早期制定はどの委員の皆様も合意している。丸4年かかっているため、1日でも早い制定は皆様の合意を得られている。今日配っていただいたこの条例の逐条解説は22ページに書いているが、条例の中で、3年後の見直しと施行後3年を目途にする理由も専門部会で事務局から説明をしていただいた。この3年というところは他の委員さんたちにもご理解をいただけたと思っている。ただ1人、2人の委員さんからは、やはり3年ではなく早期に見直しをしてほしいのご意見があった。でも他の皆様方の統一したお考えは、早くにさせていただきたい、また3年という目処はご理解いただいたと思っている。もう1回専門部会を開くというご希望があったが、10月に向けての施行を検討する上では専門部会ができるのかどうかというのは事務局にお任せしている状況。

(会長)

委員の言われたような6月議会までに全員の合意をとることについては、集まるのかどうか含め検討するにしても、この不足しているところはきちんと合意ができるような形で進めていくということだと思う。

(委員)

コンクリートが固まってからではもう遅いと思うので、コンクリートが固まってしまいう前に、柱をしっかりしてほしい。よろしく願いたい。

(会長)

では、資料3について事務局より説明願います。

(事務局)

○ 議題3 令和5年度の障害福祉課当初予算について説明。

(委員)

先ほど説明があった滋賀県独自のグループホームの予算追加について、資料のどの部分をみればよいのか教えていただきたい。聴覚障害者のグループホームの検討をいま始めているので、そのあたりちょっと詳しく説明していただきたい。

(事務局)

県単独のグループホーム整備については、今の資料だと4ページ3(2)。重症心身障害者の施設整備事業費補助ということで予算を1億2000万ほど計上しておりますが、その中に県単独のグループホームの整備費が含まれている。11ページを見ていただくと、1億2000万の内訳が事業内容のところに乗っている。そのうちの(1)施設整備①、重度障害者等の受け入れを行うグループホームの整備ということで、3ヶ所、8670万円を計上している。このホームについて詳細な条件は検討していくが、予算を計上した際の説明としては、いわゆる重度障害のある方の受け入れを行う、また地域と連携した施設の運営をしていただくホームについて、特に県の方で予算化をして、創設の整備費補助を行う形で予算計上させていただいた。

(会長)

他にないか。それではただいまの説明で終了ということにしたい。

本日予定していた議題は以上となる。大体を通じて何かご意見やご質問ございませんか。

予定していた時刻となりましたので本日の会議は終了させていただきます。進行を事務局にお渡しする。

(事務局)

委員の皆様には、長時間にわたり御意見をいただきまして誠にありがとうございました。皆様から頂戴いたしましたご意見につきましては、今後の施策の検討に繋げてまいりたい。

今回の会議は委員の皆様の現任期での最後の会議となる。今期で退任するとお聞きしている4名の委員の皆様から、一言いただければ。

(委員)

2期務めさせていただいた。委員として参加させていただき、私自身、知らないこともたくさんあり、改めて多くのことを勉強させていただいた。これからも別の形で関わらせていただくこともあるかと思うのでよろしく願いしたい。ありがとうございました。

(委員)

本当にありがとうございました。私も現場からこうやって参加させていただくと、ここで話し合われていることがどういう形で、またそれぞれの団体等に入って行って、実際に支援をしていただく方々にとっていい形で出ていくとよいと思う。現場のリアルな声がしっかりと風通しよく届くような形で、こういった会でますます活発に議論されていくことをお願いしたい。

(委員)

いろいろなことが聞けて大変勉強になった。参考になった。ありがとうございました。

(委員)

なかなか教育の現場から出たことがない中で、行政の進み具合とか福祉行政の情報をたくさんいただきありがとうございました。大変勉強になった。本会としては引き続き委員をさせていただくことをお願いしているので、次の会長にしっかりと引き継ぎ、ここで学ばせていただいたことを教育現場にも反映させていきたい。ありがとうございました。

(事務局)

それでは、これもちまして本日の協議会を終了させていただく。

次回の協議会については、新年度改めてご連絡する。本日はどうもありがとうございました。